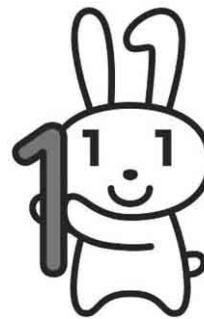


はじまります。 あなたにも、マイナンバー。

平成28年1月から、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります。

マイナンバーとは、住民票のある全ての人が持つ12桁の個人番号です。この番号は、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一のものであることを確認するために活用されます。



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に

行政の効率化

手続きが正確で早くなる

公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給の防止

☆こんなときにマイナンバーを使います

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要になります。

例) 年金や健康保険の受給、所得税の確定申告、被災者台帳の作成 など

☆10月から、1人ひとりに12桁のマイナンバーをお届けします

住民票の住所に、12桁のマイナンバーを記載した「通知カード」を送付します。住民票の住所と異なるところにお住まいのかたは、住民票の異動をお願いします。

☆民間事業者も制度開始に向けた準備が必要です

民間事業者も、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを取り扱います。そのため、社内規定づくりやシステム対応、個人情報の安全管理措置の検討など、組織としての準備が必要です。

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178



「催し」「募集」「お知らせ」などなど、サークル情報が満載のコーナーです！

掲載を希望するかたは、団体名・募集等の内容(日時、場所など)・会費・問い合わせ先などを記入した原稿を作成し、郵送・メール・直接持参(平日8時30分～17時)のいずれかで広報広聴係にお申し込みください。

フラダンスサークル会員募集!! 〔ラ・フラ・プアラニ〕

楽しくご一緒しませんか。

①初心者向けの教室です。

とき 第2・第4火曜日

19時～20時

ところ 中央公民館

会費 月1,500円

②フラ歴30年の講師を東京からお招きします。

とき 第2土曜日

14時～16時

ところ 中央公民館

会費 月3,000円

*このほか、第4木曜日・北地区コミュニティセンターの教室もあります。
詳細はお問い合わせください。



申・問 湯瀬
☎080-1651-5364

原稿の申し込み期限

9月号: 7月31日(金)まで

12月号: 10月31日(土)まで

3月号: 1月31日(日)まで

申し込みができないかた(団体)

○市外の活動

サークル代表者(募集団体)の住所とサークルの主な活動場所が、大館市外の場合

○営利の活動

会費や参加料収入で常勤、非常勤を問わず、事務員、指導者などを雇用している、または生計を営んでいるかた(団体)

○暴力団員やその関係者

大館市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、または同第2号に規定する暴力団員およびその関係者と認められるかた(団体)

○その他

生涯学習や健康増進、社会体育などを主目的としない団体や公の秩序または善良の風俗を害する恐れのあるかた(団体)